

## 香川県教育委員会 9月定例会会議録

1. 開催日時 令和7年9月18日（木）  
開会 午前9時30分  
閉会 午前10時10分

2. 開催場所 教育委員室

3. 教育委員会出席者の氏名

教育長	淀谷 圭三郎
委員	藤澤 茜
委員	木下 敬三
委員	蓮井 明博
委員	鳥取 美穂
委員	持田 めぐみ

4. 教育長及び委員以外の出席者

副教育長	塩田 広宣
教育次長（兼）政策調整監	和田 友樹
教育次長	吉田 智
総務課長	景政 孝輔
義務教育課長	西原 明
高校教育課長	橋本 和之
保健体育課長	高田 孝行
生涯学習・文化財課長	持永 新
政策主幹（兼）総務課副課長	山下 利美
総務課課長補佐	三好 智久
義務教育課課長補佐（兼）主任管理主事	東条 直樹
高校教育課長補佐（兼）主任管理主事	太田 大介
保健体育課課長補佐（兼）主任体育主事	荒井 憲司
生涯学習・文化財課課長補佐	瀧谷 政志
義務教育課主任管理主事	長町 裕子
義務教育課主任管理主事	松下 誠治
高校教育課主任管理主事	遠藤 雄大
高校教育課主任指導主事	関正英
総務課主任	松下 明弘
高校教育課主任	西野 慎吾
生涯学習・文化財課主任	鹿間 里奈
傍聴人 なし	

## 5. 会議録の承認

8月27日に開催した定例会の会議録署名委員の鳥取委員から、同定例会の会議録について適正に記載されている旨報告。

各委員に諮り、これを承認した。

## 6. 非公開案件の決定

教育長から、本日の議題のうち、議案第2号、第3号、第4号及び第5号は、教育委員会において会議を公開しないことと定めているもののうち、「個人に関する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」及び「県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの」にそれぞれ該当するため、非公開としたい旨を発議。

各委員に諮り、非公開とすることに決した。

## 7. 議 案

### ○議案第1号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県立学校職員の服務に関する規則の一部を改正する規則について

高校教育課長から、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県立学校職員の服務に関する規則について、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うことについて諮る旨、説明。

#### 【質疑】

＜木下委員＞子育て部分休暇について、現行の「1日につき2時間以内で勤務しない」というのは、例えば、1日につき1時間など短い時間は取得できないという意味か。

＜高校教育課長＞子育て部分休暇の拡充により、「① 1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと」に加え、「② 1年につき10日相当の範囲内で勤務しないこと」が可能となったが、①については、15分単位で取得することができ、②については、1時間を単位として取得することができる。

＜木下委員＞具体的なパターンを挙げていただきたい。

＜西野主任＞①の1日につき2時間の範囲内で勤務しないことというのは、例えば、7時間45分の勤務時間の後ろの2時間について子育て部分休暇を取得して、子どもの送迎などで早く帰宅する場合が考えられる。現行の育児部分休業の制度を上乗せし、さらに上の年齢まで取得できるようにするものであるが、これは従前から

あつたものである。②の1年につき10日相当の範囲内で勤務しないことについては、柔軟な取り方を求める声もあり国の法律が改正され、このような取り方を可能とすることにより、子育て部分休暇の取得を推進するもので、例えば、子どもの行事などで1日休みを取らないといけないときに、これまで年次休暇を取得していたが、子育て部分休暇を取得して休むことが可能になったということである。

＜教育長＞例えば、年間200日勤務するとして、200日、毎日2時間の休暇を取得することができるのか。

＜西野主任＞そのとおりである。

＜教育長＞朝と晩1時間ずつ取得してもよいのか。

＜西野主任＞よい。

＜教育長＞これが①である。②の10日相当の10日は、時間に直したら何時間なのか。24時間×10日なのか、7時間45分×10日なのか。

＜西野主任＞7時間45分×10日である。

＜教育長＞200日、毎日2時間の休暇が取れるけど、10日相当の方が柔軟だから、こちらを選択するのもありということか。

＜西野主任＞そのとおりである。

＜藤澤委員＞法律の文言がわかりにくい。「勤務しないこと」となっているからイメージがつかない。「2時間以内の休暇を取れる」なら多分わかりやすいと思う。

＜教育長＞法律だから、こうとしか読めないという言い方をしないといけないということか。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

#### ○議案第2号 令和7年度教育文化功労者表彰について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

#### ○議案第3号 令和7年度教育実践優秀表彰について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

#### ○議案第4号 令和7年度教育功労者表彰について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第5号 令和7年10月1日付け香川県教育委員会人事異動について(非公開  
案件)

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

8. その他事項

○その他事項1 令和8年度香川県立高松北中学校入学者選抜実施細目・募集要項  
について

高校教育課長から、令和8年度香川県立高松北中学校入学者選抜実施細目・募集要項について、説明。

【質疑・意見交換】

＜蓮井委員＞香川県内で中高一貫教育は珍しいケースである。最近の中高一貫教育に対する保護者の考え方と、それに対する地元の小学校の先生方の意識に変化はあるのか。

＜高校教育課長＞中高一貫教育校を積極的に設置する県もいくつかある。香川県では現在、高松北中・高等学校があるが、かつて高瀬のぞみが丘中学校・高等学校があった。高瀬のぞみが丘中学校・高等学校については、設置して10年足らずで閉校したという経緯がある。生徒や保護者の選択肢の幅を広げるという意味では、中高一貫校があるということは非常にいいことだと思うが、一方で少子化がどんどん進んでいる中で、例えば、私立の中高一貫校が多い地域や附属中学校がある地域などに中高一貫校を新たに設置するということになると、生徒が中高一貫校に流れてしまい、地元の市町の中学校に行く子が減ってしまうので、各市町の中学校の状況も見ながら、設置の検討をしていかなければならないと思っている。

＜蓮井委員＞ユニークな教育の1つとして中高一貫校は大変いいことだと思う。一生懸命入学案内や実施細目を作っているので、さらに周知徹底していくとより望ましいと思う。

＜高校教育課長＞高松北中・高等学校でも、学校説明会を1回から2回に増やしたり、小学校を回っているほか、塾にも募集を働きかけている。また、昨年度からはSNSで情報発信をしており、学校は本当に頑張っていると思っている。

＜蓮井委員＞それを聞いて、安心した。